

目 次

告 示

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所 ○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件↑

報

有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件二件

○公金の収納の事務を委託した件

告 示

福島県告示第三百六十六号

次の病院を令和六年六月十六日救急病院として認定した。 救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 令和六年六月十八日 第一条第一項の規定により、

福

名称

あづま脳神経外科病院

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島市大森字柳下一六番地の 令和九年六月 認定有効期限 一 五 日

所在地

(地域医療課)

福島県告示第三百六十七号

労政課に備え置いて縦覧に供する。 の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年 項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工 六月十八日から同年七月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第

令和六年六月十八日

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

福島県知事 内 堀 雅 雄

ほか

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地
- 意見なし。 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要
- \equiv 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十八号

労政課に備え置いて縦覧に供する。 六月十八日から同年七月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 の規定により述べられた意見の概要は、 項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 次のとおりである。なお、当該意見を令和六年 「法」という。) 第八条第一

= = = + +

三八 令和六年六月十八日

福島県知事

内

堀

雅

雄

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地

法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要 ほ か

等に基づき公害の防止と自然環境の適正な保全に努めてください。 工事にあたっては、各種規制基準を遵守するとともに、騒音、振動、 粉じんなどにより周辺環境に影響を及ぼさないよう、「南相馬市環境基本条例. 悪臭、 水質汚

場合は、届出が必要となります。 定める特定(指定)建設作業を実施する場合、 「騒音規制法」、 「振動規制法」又は「福島県生活環境の保全等に関する条例」に または、 特定 (指定) 施設を設置する

法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十九号

規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 次のとおりである。 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和六年六月十八日

内 堀 雅 雄

所在の不分明な者の氏名 中丸平吉 菅家雪子

十嵐平馬 黒田正夫 雪下万平 中丸シン 黒田一郎 小社菅原神社 渡部一雄 長谷川亨 雪下良佐 菅家フミ子 藤田勝男 中丸キクヨ 佐藤正志 栗城キミエ 黒田梅喜 酒井隆浩 栗城民吉 黒田泰吉 富田毅 五十嵐トクノ 渡部虎雄 長谷川孝伊 栗城梅吉 雪下與志子 長谷川重 城梅吉 五

通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ

2 百二十一号)によること。 の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(令和六年福島県告示第三 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ 当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ

(森林保全課

福島県告示第三百七十号

報

規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手 次のとおりである。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和六年六月十八日

所在の不分明な者の氏名

福

福島県知事 内 堀 雅 雄

栄八 佐藤勝衛 山内為太郎 木ノ戸清次郎 天野榮八 天野喜一 天野憲司 田巻ウメノ 猪俣重善 小林信義 五十嵐盛光 五十嵐光雄 五十嵐豊 天野一好 天野喜一 佐藤泰治 田巻才次郎 天野栄八 天野 好 天野一弘

通知の内容の要旨 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があっ たこ

2 の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(令和六年福島県告示第三 百二十二号)によること。 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、 保安林

3 り、 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ 当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ

(森林保全課)

福島県告示第三百七十一号

という。)附則第二条第一項によりなお従前の例によることとされる改正政令第一条に地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号。以下「改正政令」 よる改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第 定により、 公金の収納の事務を令和六年四月一日次のとおり委託した。

令和六年六月十八日

委託した事務の範囲及び内容 建設業許可及び経営事項審査の電子申請にかかる手数料等の収納の事務

福島県知事

内 堀 雅

雄

受託者の名称及び所在地

2 名称 所在地 大阪府大阪市北区大深町四番二十号 株式会社エフレジ グランフロント大阪タワー

収納の事務を委託する期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

技術管理課建設産業室

A

一項の規 島

印 刷

リサイクル適性®